

令和3年第4回京丹波町議会定例会（第1号）

令和3年12月8日（水）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 令和3年12月 8日

16日間

至 令和3年12月23日

第 3 諸般の報告

第 4 所信表明

第 5 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて

令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）

第 6 同意第 3号 副町長の選任について

第 7 同意第 4号 教育委員会教育長の任命について

第 8 同意第 5号 教育委員会委員の任命について

第 9 同意第 6号 教育委員会委員の任命について

第10 同意第 7号 監査委員の選任について

第11 同意第 8号 公平委員会委員の選任について

第12 同意第 9号 固定資産評価員の選任について

第13 同意第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第14 議案第66号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議案第67号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第68号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第17 議案第69号 グリーンハイツ区自治会施設財産の行政移管に関する協定書の締結について

第18 議案第70号 令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第7号）

第19 議案第71号 令和3年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

- 第20 議案第72号 令和3年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第21 議案第73号 令和3年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第22 議案第74号 令和3年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第23 議案第75号 令和3年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）
- 第24 議案第76号 令和3年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第25 議案第77号 令和3年度京丹波町水道事業会計補正予算（第1号）

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（13名）

- 1番 山崎裕二君
- 2番 伊藤康二君
- 3番 居谷知範君
- 4番 谷口勝巳君
- 5番 東まさ子君
- 6番 山田均君
- 7番 畠中清司君
- 8番 山崎眞宏君
- 9番 西山芳明君
- 10番 隅山卓夫君
- 11番 松村英樹君
- 12番 森田幸子君
- 13番 梅原好範君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（19名）

- 町長 畠中源一君
- 参事 中尾達也君
- 参事 山森英二君

| | |
|--------------|-----------|
| 企 画 財 政 課 長 | 松 山 征 義 君 |
| 総 務 課 長 | 長 澤 誠 君 |
| 税 務 課 長 | 中 井 伸 幸 君 |
| 住 民 課 長 | 久 木 寿 一 君 |
| 福 祉 支 援 課 長 | 岡 本 明 美 君 |
| 健 康 推 進 課 長 | 永 海 貴 子 君 |
| こ ども 未 来 課 長 | 木 南 哲 也 君 |
| 医 療 政 策 課 長 | 豊 嶋 浩 史 君 |
| 農 林 振 興 課 長 | 大 西 義 弘 君 |
| 土 木 建 築 課 長 | 山 内 和 浩 君 |
| 上 下 水 道 課 長 | 中 川 豊 君 |
| 会 計 管 理 者 | 十 倉 隆 英 君 |
| 瑞 穂 支 所 長 | 上 林 太 志 君 |
| 和 知 支 所 長 | 藤 井 雅 文 君 |
| 教 育 長 | 樹 山 静 雄 君 |
| 教 育 次 長 | 堂 本 光 浩 君 |

6 欠席執行部（1名）

| | |
|----------|-----------|
| にぎわい創生課長 | 栗 林 英 治 君 |
|----------|-----------|

7 出席事務局職員（3名）

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 堀 友 輔 |
| 書 記 | 山 口 知 哉 |
| 書 記 | 山 本 美 子 |

開会 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日の会議は、入場前の検温、手指消毒を行い、出席者及び傍聴者におかれてもマスク着用としております。

休憩中に議場内の全体の空気換気をさせていただきます。また、感染防止対応のため、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、令和3年第4回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（梅原好範君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、本会期中の署名議員は、3番議員・居谷知範君、4番議員・谷口勝巳君を指名します。

なお、以上のご両君に差し障りのある場合には、次の議席の方をお願いいたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（梅原好範君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日12月8日から12月23日までの16日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日12月8日から12月23日までの16日間と決しました。

会期中の予定については、事前に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

栗林にぎわい創生課長から、本会議を欠席したい旨届出があり、受理しましたので報告いたします。

本定例会に町長から提出されております案件は、承認第6号ほか20件です。

提案説明のため、畠中町長ほか関係者の出席を求めました。

12月6日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

また、同日に全員協議会が開催され、議会運営委員会の報告等が行われました。

本定例会までに受理した意見書をお手元に配付いたしております。

京丹波町監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付しております。

本日の会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告いたします。

本日、本会議終了後、議会広報広聴特別委員会を開催しますので、委員の皆様、よろしくお願いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、所信表明》

○議長（梅原好範君） 日程第4、所信表明を行います。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） 皆さん、おはようございます。

師走を迎えまして、何かと慌ただしい昨今でございます。

本日ここに、令和3年第4回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

定例会の開会に当たり、私の町長就任に際しまして、町政運営の所信の一端を申し述べる機会をいただきますことは、誠に光栄であり心よりお礼を申し上げます。

このたびの町長選挙におきまして、町民の皆様の厳粛な負託を受け、町政運営に当たらせていただきますことは、これからの京丹波町を創っていく上で、また社会経済情勢が厳しさを増す中で、町政をお預かりする責任の重さに、改めて身の引き締まる思いでございます。

私は、合併後のこの町をあらゆる角度から見続けてまいりました。そこで、一番の課題は、やはり少子高齢化の問題であると感じております。特に、人口減少が著しく活力の低下が懸念されることから、それに歯止めをかける対策が急務であると考えております。また、後継者不足による荒廃農地の増大が顕著であり、集落の維持すら危ぶまれる、先が見通せない状況にあります。

今回の選挙を通じて多くの町民の皆様とお出会いし、お話しする機会を得ることができ、町民の方々の思いをお伺いすることができました。「今のままではいけない。何とかしなけ

ればだめだ。」といったお声をお聞かせいただく中で、「食のまちづくり」や「教育投資のまちづくり」など、懸命に訴えてまいりました。私にお寄せいただいたご期待には大変大きなものがあると痛感しており、皆様からいただいたご意見等にはしっかりとお応えしていかなければならないと考えております。

今後、私は、町民の皆様からのお声を大切にしながら、伸ばすべき点、改善すべき点等を整理し、まちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。議員各位並びに町民の皆様の深いご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

それでは、私の任期中におけます町政運営の所信の一端を申し上げたいと存じます。

私は、今回の選挙で掲げておりました私の理念である「みんなで 元気 希望 笑顔のあふれる京丹波町に」の実現に向けて邁進してまいりたいと考えております。

幸せで健やかに安心して暮らせるまちづくりを進める上において、元気、希望、笑顔、この3つは不可欠であり、どれが欠けてもなし得ることができません。

いつも町民の皆様が、元気で、希望に満ちあふれ、笑顔で過ごせる、そんなまちづくりを目指し、3つの柱を掲げて取り組んでまいります。

まず、1つ目といたしまして、「健やかで幸せな食の町」であります。

京丹波町は、南北に長い京都府の中央部に位置し、交通の要衝でもあり、豊かな農林産物を産出する美しい自然の宝庫でもあります。特に、分水嶺に位置する本町には、水がきれいで自然豊かな環境の中で作られる黒大豆、丹波くり、丹波大納言や京野菜など、数多くのブランド製品があります。とりわけ「丹波」という名前は、一番のブランドであると考えており、農業と食品産業との連携により、「食のまち京丹波」のイメージを確立してまいります。

このように本町には多くの魅力があり、また多くの可能性を秘めた地域であります。これまで以上に地域の特性を生かしたまちづくりを進めるとともに、企業や事業所等の誘致を図ることで、雇用を創出し、急激な人口減少の流れを緩やかにしてまいりたいと考えております。

また、地域医療の機能充実に向けても力を注いでまいりたいと考えております。京丹波町病院の経営基盤を強固なものにし、「私たちの町の私たちの病院」として、地域密着型の病院づくりを目指すとともに、医療体制のさらなる構築と予防事業の推進や検診等の充実を図り、早期発見、早期治療につなげてまいりたいと考えております。

町民の皆様が、健やかで幸せに日々の生活を送っていただくこと、また、健康に過ごしていただくことが最大のまちづくりの要素であると考えております。

依然として、全世界に猛威を振るっております新型コロナウイルス感染症につきましては、

国内では、ワクチン接種と皆様方の日頃の予防対策へのご理解とご協力により、最近では新規感染者数も極めて減少をしております。京都府におきましても、感染防止対策が緩和されたところではありますが、感染リスクがなくなったわけではございません。この冬に向け、いつ第6波がやってくるか分からない、まだまだ予断を許さない状況にあります。今後、3回目のワクチン接種も予定しておりますが、再び感染拡大を繰り返さないための警戒を続けながら、少しずつ日常生活や社会経済活動を進める「新たな日常」を継続することが必要であります。もともと財政基盤が脆弱な本町にあって、新型コロナウイルスに関する財政需要が加わり一層厳しい状況にあると思っております。しかし、国や京都府とのパイプを一層太くし、財源の確保に最大限努力をするとともに、経費の節減や効率のよい投資など、健全な財政運営にしっかりと取り組み、新型コロナウイルスともうまく付き合いながら、安全で安心できるまちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、町民の皆様をはじめ議員各位には、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

2つ目には、「教育と子育ての町」であります。

全国的に少子化が進んでおりますが、本町においても例外でなく、昨年度の出生者数は45人と大変厳しい状況にあります。

将来を担う子どもたちは、大切な国の宝であり、何とかして少子化の流れを食い止めなければなりません。

そのためには、認定こども園を中心とした幼児教育や、小・中学校における教育環境を充実させ、学童保育については、保護者の皆様が安心して働ける子育て環境を整えてまいりたいと考えております。

また、「子どもを大切にすまち」を目指し、地域ぐるみの学校教育を推進してまいりたいと考えております。町民の皆様が学校との関わりを深めていただき、郷土愛を育ていただくことで、将来にわたるUターン者等の増加が図れることなど、人材の確保につながるものと考えます。「人づくりはまちづくり」、「まちづくりは人づくり」であり、教育にしっかりと投資をしてまいりたいと考えます。

また、府立須知高等学校につきましても、支援を充実してまいりたいと考えております。町内において、保育所、幼稚園、義務教育を経て、高校での教育を受けられる環境を持続可能なものにするためには、いかに町外からの入学生を増やし、また町内生徒の町外流出を防ぐことが重要であると考えますが、議員各位をはじめ様々な方からのご意見を賜りながら、歴史と伝統ある町内唯一の高校として、守り育てていく必要があると考えております。

3つ目には、「人のふれあいを感じる町」であります。

まず、災害に強いまちを構築することが大切であると考えます。

近年、大型台風やゲリラ豪雨、また線状降水帯の発生などにより、大規模な自然災害が頻繁に発生しています。決して本町も災害とは無縁ではございません。面積のほとんどを山林が占め、多くの自然に囲まれている本町にあって、自然は心を癒し、生活を支えてくれる何物にも代えがたいすばらしい財産である一方、たちまち豪雨により、美しい自然は変貌し、我々人間に容赦なく襲いかかります。住民の皆様には、自分の身は自分で守るという意識を持っていただくことが大切であります。そのためには、日頃から自然災害の恐ろしさを認識し、緊急時の対応に慣れていただくことで、落ち着いた行動が取れるよう、地元の消防団員、区、関係団体等の皆様と連携を図り、協力を得ながら住民避難訓練をはじめ学習する機会づくりにも取り組んでまいります。

地域の人材育成につきましても、支援を図ってまいりたいと考えております。行政と町民の皆様が情報を共有し、地域とコミュニケーションを取ることが何よりも大切です。また伝統や芸能、地域文化を元気づけるためにも、地域おこしの人材が不可欠であり、重要であると考えます。

人権に関しましては、人にやさしいまち、人と人との認め合い、みんながお互いに一生懸命応援し合うことができる、元気あふれるまちを目指してまいります。

今、本町に求められているのは、元気があって、笑顔があって、夢があるといった、人を元気にする原動力であり、それを創出するのが行政であります。常に町民に顔を向け、町民の皆様と行政との距離を縮めることが大切であり、町民の皆様へ寄り添い、信頼関係を築いてまいり所存でありますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

これらの3つの柱を軸として、これからのまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますが、既に第2次総合計画をはじめ各種計画が策定されているところであり、これに基づく事業等も実施されているところでもあります。このため、要所、要所で検証を行い、改善策の検討を加えながら着実に事業を進めてまいります。

以上、私の町政運営の所信を申し述べさせていただきました。

しかし、これらのまちづくり施策は、私一人で到底なし得るものではございません。意思決定機関であります議会や町民の皆様のご意見を伺いながら、公約の実現に向け、職員と一丸となって緊張感を持ち、元気と希望と笑顔のあふれる京丹波町のまちづくりに、皆様と一緒に取り組んでまいり所存でありますので、どうか議員各位並びに町民の皆様には、今後の町政運営に格段のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、町長就任の所信表明とさせていただきます。

○議長（梅原好範君） 以上で、町長の所信表明を終わります。

《日程第5、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて 令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）》

○議長（梅原好範君） 日程第5、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて 令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

承認第6号 専決処分の承認を求めることにつきましては、令和3年度一般会計補正予算（第6号）を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。

令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）につきまして、補正前の額132億5,894万9,000円に7,004万1,000円を追加し、補正後の額を133億2,899万円とさせていただいたものであります。

このほど国において、約79兆円規模の経済対策の概要が示され、先月26日には、これら経済対策の関連経費などを柱とした国の補正予算案が閣議決定されたところであり、その中で子ども子育て支援の推進を目的とした、18歳以下の子どもを対象とした子育て世帯に対する給付事業が新たに盛り込まれたところであります。

中でも、1人当たり5万円の現金を先行給付する事業では、中学生以下の子どもに係る給付については、児童手当の仕組みを活用して年内に実施することとされており、各自治体に迅速な対応が求められております。

本町におきましても、年内支給を含め早期に対応を図るため、支給に必要な期間の確保を含め、専決処分による承認をお願いするものであります。

承認をお願いします予算の内容につきましては、歳出では、民生費の子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）支給事業に7,004万1,000円を計上させていただき、また、歳入には国庫支出金の民生費国庫補助金に子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金に7,004万1,000円を計上しております。

今後、速やかな支給に努めてまいりますので、ご理解をお願い申し上げますとともに、ご承認くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長に求めます。

松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 承認第6号 令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）にかかります専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

予算書、事項別明細書の7ページ以降からの歳出をお願いします。

3款、民生費、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費の子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）支給事業に7,004万1,000円の計上をお願いするものであります。

今回、承認をお願いしております補正予算（第6号）につきましては、町長からの提案理由でもございましたとおり、年内支給など早期に対応を図るため、支給に必要な期間の確保を含めまして、12月3日を専決日とし、これら支給を行うため必要な経費について計上を行ったものでございます。

支給対象者は、平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた18歳以下の子どもが対象となり、令和3年9月分の児童手当受給対象児童及び高校生等で支給対象者数を1,390人と見込んでおります。

歳出につきましては、負担金、補助及び交付金に子育て世帯への臨時特別給付金（先行給付）として6,950万円を、併せて、業務に必要な事務経費として、需用費及び役務費に総額54万1,000円を計上しております。

ページ戻っていただきまして、事項別明細書の5ページから6ページの歳入をご覧ください。

本事業に係る財源につきましては、その全額について国庫補助を受けることとなり、16款、国庫支出金、2項、国庫補助金、2目、民生費国庫補助金で、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金に7,004万1,000円を計上いたしております。

以上、承認第6号 令和3年度一般会計補正予算（第6号）の補足説明といたします。ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりです。

これより、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて 令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）についての質疑を行います。

質疑はありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 12月24日をめどに支給するというので今説明を受けました。その後、令和4年3月31日までに生まれる子どもに関してはこういった支給を取っていくの

か。そこの答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） おはようございます。

令和4年3月31日お生まれの方まで今回は支給対象となるところでございます。出生されました後、届出をされますけれども、それと連動して児童手当の受給の申請もされるというふうに思っております。そこで連携した執行ができると考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） すこやか祝金といったものもあると思うんですが、そういったものと一緒に支給も考えられるかと思うんですが、その点についてはいかがですか。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） すこやか祝金につきましても申請でございますし、また別の科目ではございますけれども、併せて申請によりまして支給ができると考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○5番（東まさ子君） 対象者は1,390人ということであります。児童手当受給者については資料がありますので、申請しなくても受給となります。最終的に申請が必要な世帯というのは何件になるのか。16歳から18歳の方でも、兄弟が中学生以下である場合には児童手当の対象者が分かっているわけでありまして、最終申請が必要な児童というのは何人になるのかお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 今、議員がおっしゃいましたように、中学生以下のお子様がいらっしゃるご家庭で高校生がいらっしゃる場合は、実はこれも積極的に支給を考えておりまして、既にそういった方にはご案内をさせていただいたところです。その人数が1,087人になりますので、約300人が申請をしていただかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 私も1点伺っておきたいんですが、対象となる18歳以下の子どもの世帯の年収が960万円以上は除くとなっております。世帯という場合に、子どもの両親

とおじいちゃん、おばあちゃんという世帯もあると思うんですけども、この場合に両親とその親を合わせた4人の金額が対象となるのか。親の年収というのが対象になるのか。その点ちょっと確認の意味でお尋ねしておきます。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 今回、マスコミでも随分その話題は出てたと思いますけども、おじいちゃん、おばあちゃんがいらっしゃっても、子どもを監護しておられます主たる生計者の最も高い年収の方を対象としております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○6番（山田 均君） 先ほどの対象者1,390人のうちに申請の必要な人が300人ということで、この方について当然案内もして、できるだけ早く支給ということになっておるんですけども、担当者としては、いつの時点までには支給をしたいということで取り組んでおるのか伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 申請ですので、申請を受けるたびにまとめてという形にはなりませんけれども、今回、年内に支払っていきますのは、あくまでも児童手当受給というデータがある手法を用いて支払うということになっております。以後、年が明けましてからご案内も差し上げて、順次支払っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより承認第6号を採決します。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて 令和3年度京丹波町一般会計補正予

算（第6号）についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、承認第6号は、原案のとおり承認されました。

《日程第6、同意第3号 副町長の選任について》

○議長（梅原好範君） 次に、日程第6、同意第3号 副町長の選任についてを議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定に準じ、参事 山森英二君の退場を求めます。

（山森参事 退場）

○議長（梅原好範君） 町長の提案理由説明を求めます。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） 引き続き提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

同意第3号 副町長の選任につきましては、山森英二氏を選任することについてお願いしております。

山森氏は、長年、本町の職員として従事され、瑞穂支所長、企画政策課長、商工観光課長、農林振興課長、参事の要職を歴任されております。行政運営に豊富な知識と経験をお持ちで、人格、識見とも高く、広く社会の実情に精通されており、温厚、誠実な人柄で信望も厚く、本町のまちづくりにその手腕を遺憾なく発揮いただけるものと存じております。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ慎重にご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長に求めます。

長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） それでは、同意第3号 副町長の選任につきまして、補足説明を申し上げます。

同意第3号 副町長の選任につきましては、町長の提案理由説明のとおりでございますが、山森氏は、昭和60年4月に旧和知町役場に奉職されてから、今年で37年目という大変長きにわたり役場職員として従事されてきました。合併後は、企画政策課長をはじめ数々の課長職を堅実に務められ、現在は事業担当参事として職員の先頭に立ち活躍いただいております。

なお、山森氏の略歴等につきましては、裏面のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりです。

これより、同意第3号 副町長の選任についての質疑を行います。

質疑はありますか。

森田君。

○12番（森田幸子君） 1点だけお伺いいたします。

私も山森参事とは長年の付き合いで、ここに書かれているとおりと思いますし、また、町長の町政に対しての積極的な姿勢が表れた考えと思います。

反対するものではありませんが、町長が特に推挙された要因とか期待されることをお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 山森英二氏につきましては、経歴は先ほど説明したとおりでございますが、私もまた山森氏の今までの経歴、あるいは深い識見、また職員からの信頼もかなりあると思っております、そうしたことを総合的に勘案させていただきまして、提案をさせていただきました。

以上であります。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 私もちっとお尋ねしておきたいと思うんですけども、1点は、今職員であります事業参事の山森氏を副町長に選任という提案になってるんですけども、職員を退職するというのはいつの時点であるのか。副町長として承認されたときをもって退職となるのか。その点について1点伺っておきたいと思っております。

それから、町長に伺っておきたいのは、新しい事業参事というのを任命する考えはあるのかどうか。通常、人事異動というのは4月にやってるわけでございますけども、当面の間は兼務をして、事業参事は置かないということなのかどうか、ちっとその点について伺っておきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 退職等実務的な手続については、担当課長から説明させていただきます

す。

後任人事でございますが、当面の間は現行の欠員のままでまいりたいなと思っております。

また、新年度を迎えまして、私の思っている施策を積極的に進める上でも、体制の整備ということを考えておりますので、その時期まで事業参事については欠員でまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 退職される時点ということでございますが、それに関しまして今後の流れを説明させていただきたいと思っております。

もう既に本日付で退職届を提出されておりました、受理はいたしております。今回、この議会で同意をいただいた後、退職辞令の発令をさせていただきたいと思っております。

また、同時に、副町長に対する任用辞令を発令して、その時点から正式に副町長といった流れを今考えておりました、それに基づいて執行させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終結します。

討論を省略します。

これより同意第3号を採決します。

この採決は起立により行います。

同意第3号 副町長の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第3号は、原案のとおり同意されました。

参事 山森英二君の復席を認めます。

（山森参事 復席）

《日程第7、同意第4号 教育委員会教育長の任命について～日程第9、同意第6号 教育委員会委員の任命について》

○議長（梅原好範君） 次に、日程第7、同意第4号 教育委員会教育長の任命についてから、日程第9、同意第6号 教育委員会委員の任命についてを一括議題とします。

町長の提案理由説明を求めます。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） 引き続き提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

同意第4号 教育委員会教育長の任命につきましては、現在、教育長としてご活躍いただいております樹山静雄氏の任期が本月11日に満了となります。

樹山教育長におかれましては、平成30年12月から本町教育長として教育行政の推進にご尽力いただいております。その間、全ての小学校に学校運営協議会を設置し、地域とともに歩む学校づくりの推進、GIGAスクール構想の実現に向け、児童生徒1人1台のタブレット端末を配備、また、新庁舎交流ラウンジへの図書コーナー設置や全蔵書のデータ化・ネットワーク化を実施し、町内どこでも図書館サービスを受けられる環境づくりなど、「出会い、ふれあい、学びあい」をスローガンとして、教育行政にご尽力いただいております。ここに改めて敬意と感謝を申し上げます。

今回、任期満了に伴いまして、その後任として松本和久氏を任命することについて同意をお願いするものであります。

松本氏は、南丹教育局総括指導主事、南丹教育局局長、府立須知高等学校校長、本町教育委員会教育長などを歴任されており、教育行政と教育現場双方にわたり豊かな経験をお持ちであります。人格、識見とも高く、広く社会の実情にも精通され、加えて温厚、誠実な人柄と何事にも積極的に取り組む姿勢は、多くの人々の信頼を得られております。複雑、多岐にわたる教育課題に適切に対応いただけるものと存じております。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

同意第5号 教育委員会委員の任命についてであります。現在、教育委員としてご活躍いただいております津田勝二氏の任期が本月11日に満了となります。

津田委員には、平成29年12月から1期4年間、教育委員として誠心誠意ご尽力をいただいております。人格、識見とも高く、広く社会の実情にも精通され、温厚・誠実な人柄から信頼も厚く、今日的な教育課題に適切に対応いただけることから引き続き任命するものです。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

同意第6号 教育委員会委員の任命につきましては、現在、教育委員としてご活躍いただいております藤田道子氏の任期が本月11日に満了となります。

藤田委員には、平成25年12月から2期8年間、教育委員会委員として誠心誠意ご尽力をいただいております。ここに改めて敬意と感謝を申し上げます。

つきましては、新たに任命する教育委員として、町内にお住いの金子和子氏を任命することについて同意をお願いしております。

金子氏は、平成26年4月から京丹波町立学校読書指導員として精力的にご活躍いただいております。人格高潔で、広く社会の実情にも精通され、教育行政についても関心が高く、教育委員としての職務を遂行していただけるものと存じております。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ慎重にご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長に求めます。

長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） それでは、同意第4号 教育委員会教育長の任命につきまして、補足説明を申し上げます。

教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとされております。

今回、樹山静雄氏の任期満了に伴いまして、新たに松本和久氏を任命することにつきまして同意をお願いするものでございます。

なお、教育長の任期は3年となっております。

また、松本氏の略歴等につきましては、裏面に記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、同意第5号並びに同意第6号 教育委員会委員の任命につきまして、補足説明を申し上げます。

教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項に基づきまして、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するという事になっております。

なお、任期につきましては4年で、定数は条例で5人となっております。

なお、同意第5号で引き続き任命させていただきます津田勝二氏、また、同意第6号で新たに任命させていただきます金子和子氏の略歴等につきましては、別添資料をご確認ください。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりです。

これより、同意第4号 教育委員会教育長の任命についての質疑を行います。

質疑はありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 先ほどの森田議員と似たような質問になるんですが、教育長任命の同意を求めるに当たって、特に期待される点についてお伺いしたい。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 今回の提案でございますが、私、先ほど所信表明の中で申し述べさせていただきました。本町にとってこれからの教育というのは、まちづくりの根幹に係る問題だと私はそう考えております。そのためにも、教育は、まちづくり施策全般に関わってくるであろうかと思っておりますので、そういった点を考慮しますと、松本氏は今のような経歴なり、あるいは広い識見といったものがまさに適任者であろうと思っております。とりわけ義務教育だけの管轄ではなしに、須知高校の在り方についても、現在も須知高校活性化推進協議会副会長として深く関わっていただいております。そういったことから、幼児期から高校までの一貫した教育にも広く関わっていただけるものだと大きく期待をいたしております。そういったことから、今回提案をさせていただきました。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

山田君。

○6番（山田 均君） 私もちよっとお尋ねしておきたいんですけども、4年前に退任をされた松本氏を再任するということになります。今、町長から何を期待されるかということについて答弁もあったんですけど、基本的にはそういう考え方ということでいいのかどうかもう一度伺っておきたい。

8年前になると思うんですけど、任命されたときは、松本氏については、住所を京丹波町に移されたという経過もあるんですけども、今回の場合にはどのような考えを持っておられるのか。本人さんの考えではありますけども、併せて伺っておきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 松本氏のご提案につきましては、先ほど山崎議員にお答えしたとおり

でございます。重複を避けるという意味でご理解賜りたいと思っております。

また、住所の件でございますが、確かに最初に就任していただいたときには京丹波町に住所を移されたという経緯がございましたが、今回につきましては、現住所のままでお願いしたいと思っております。ご家庭等の事情もあろうかと思ひますし、そういったことで現住居の南丹市ということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。理解のほどお願ひ申し上げます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○5番（東まさ子君） 任命された理由というのはいろいろとお聞きいたしました。京丹波町以外からの任命ということで、町内にもいろいろとそういうことに得た方というか、頑張る方はおられると思うんですが、今の理由に尽きるんですけども、あえて町外からということについて一言お聞きしたいと思ひます。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） もちろん町内にご在住の方で、教育に深く知識と経験をお持ちの素晴らしい方がいらっしゃることは存じておりますが、私が今申し上げましたように、教育というのをまちづくりの根幹と据えた場合、幼児期から須知高等学校までの一つの一貫した教育、あるいはまちづくりと関連するといったことで広く携われる方を求めた場合、町内に関わらず、人材を広く求めるといった観点からお願ひを申し上げます。この略歴からもお分かりかと思ひますけども、南丹教育局長まで務められたり、あるいは須知高校の校長、また、それまでの中学校等におけるご経験等、幅広い経験があるといったことを私は高く評価させていただきまして、今回の提案に至ったわけでございますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

この採決は起立により行います。

同意第4号 教育委員会教育長の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願ひます。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第4号は、原案のとおり同意されました。

次に、同意第5号 教育委員会委員の任命についての質疑を行います。

質疑はありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 津田勝二氏に関してですが、保護者該当ということであるかと思いません。4年前も唯一の保護者該当だったと思うんですが、今回4年たってますが、まだいまだに児童生徒の保護者であるのか。学年等も教えていただけますか。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 議員のお見込みのとおり、津田委員につきましては保護者ということでございます。小学校の児童の方が2名いらっしゃるというふうにお聞きしております。以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終結します。

討論を省略します。

これより同意第5号を採決します。

この採決は起立により行います。

同意第5号 教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第5号は、原案のとおり同意されました。

次に、同意第6号 教育委員会委員の任命についての質疑を行います。

質疑はありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 1点伺っておきたいと思います。今回提案になっております金子さんについては、学校読書指導員ということで、現在も指導員をされておるということでございますが、具体的に学校読書指導員というのはどういう仕事で、学校に定期的に行ってされておるのかどうか、内容について分かれば伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 町立学校の読書指導員ということでございますけれども、現在、和知中学校のほうでお世話になってございます。時数で申しますと週6時間。内容的には中学校図書室の管理運営でございます。

また、それぞれ貸し借りのときに中学生に対して指導をしていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○6番（山田 均君） 読書指導ということで中学校で週6時間。この方は司書資格を持った方でそういう指導をされておるといことかどうか、確認の意味でお尋ねしておきます。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 司書資格はお持ちではございませんけれども、地元の絵本サークルにも入っていただいております、幼児から高齢者サロンまで絵本を通じて生涯学習の推進をいただいているというふうにお伺いをしておるところでございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより同意第6号を採決します。

この採決は起立により行います。

同意第6号 教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第6号は、原案のとおり同意されました。

これより暫時休憩に入ります。再開は10時15分とします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時15分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

《日程第10、同意第7号 監査委員の選任について～日程第25、議案第77号 令和3年度京丹波町水道事業会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） お諮りします。

ただいまから上程になります日程第10、同意第7号 監査委員の選任についてから、日程第25、議案第77号 令和3年度京丹波町水道事業会計補正予算（第1号）までの議案

につきましては、本日は、提案理由のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

これより、日程第10、同意第7号 監査委員の選任についてから、日程第25、議案第77号 令和3年度京丹波町水道事業会計補正予算（第1号）までを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） 引き続き提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

同意第7号 監査委員の選任につきましては、山本 透委員の任期が今年25日をもって満了となります。地方自治法第196条第1項の規定に基づき、識見を有する者として選任する監査委員に、山本委員を引き続き選任することについて同意をお願いするものであります。

山本氏は、人格高潔で、豊富な知識とご経験を基に、職務を適切に行っていただけるものと存じております。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

同意第8号 公平委員会委員の選任につきましては、片山俊明委員の任期が今年25日をもって満了となります。このため、引き続き選任することについて同意をお願いするものであります。

片山氏は、行政経験が豊富で、人事行政に関しても識見を有しておられることから、職務を適切に務めていただけるものと存じております。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

同意第9号 固定資産評価員の選任につきましては、固定資産評価員は、固定資産を適正に評価するとともに、市町村長が行う価格の決定を補助するために設置することとされており、今回、山森英二氏を選任することについて、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めらるものであります。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

同意第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、野間雅彦委員の任期が今年25日をもって満了となります。このため、引き続き選任することについて同意をお願いするものであります。

野間氏は、地元地域の実情に精通され、豊富な知識とご経験を基に、職務を適切に務めていただけるものと存じております。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議案第66号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正

する条例の制定につきましては、京都府の最低賃金額の改正に伴い、会計年度任用職員の1時間当たりの給与額及び報酬額が最低賃金額を下回る場合、最低賃金額を適用するよう所要の改正を行うもの。

議案第67号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、未就学児に係る均等割保険税の軽減など所要の改正を行うもの。

議案第68号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金の支給額について所要の改正を行うもの。

議案第69号 グリーンハイツ区自治会施設財産の行政移管に関する協定書の締結につきましては、グリーンハイツ区内の道路敷地部分について町への移管を目的として、必要な分筆登記等の条件整備に関する協定を締結するもの。

議案第70号 令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第7号）につきましては、補正前の額133億2,899万円に6,740万円を追加し、補正後の額を133億9,639万円とすることをお願いしております。

歳出の主な事業につきまして説明いたします。

初めに、総務費では、一般管理経費に公金支出返還請求事件の結審に伴う成功報酬費用として1,335万4,000円の計上をお願いするものであります。

また、令和4年4月に執行が予定されております京都府知事選挙執行事業に652万5,000円を計上し、令和3年度内において必要と見込まれる経費につきまして計上をお願いするものであります。

次に、民生費では、特別会計の補正に伴い、介護保険事業特別会計繰出事業に1,040万8,000円の増額をお願いするものです。

また、衛生費では、新型コロナワクチン予防接種事業に3,957万7,000円の計上をお願いし、3回目のワクチン接種体制の確立を図るものであります。

次に、農林水産業費では、農林業者等支援事業に1,170万円の増額をお願いし、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う農林事業者等に対する支援を図るものであります。

同じく、農林業者等新型コロナ対策応援事業では、事業補助金の確定に伴い1,883万1,000円を減額するものであります。

また、米価下落対策農業者支援事業に2,100万円の計上をお願いするものです。新型

コロナ対策として国の地方創生臨時交付金を活用し、新たに主食用水稻を10アール以上作付している農業者に対する給付措置を講じるものであります。

さらには、土地改良施設維持管理事業に1,568万6,000円を計上し、ため池の防災減災に係る各種調査に取り組むものであります。

次に、商工費では、新型コロナウイルス対策小規模事業者等支援事業に、支援給付金の支給状況に基づく精査を行い、713万1,000円の増額をお願いし、引き続き支援対策を講じるものであります。

また、土木費では、道路新設改良事業に460万円の計上をお願いするものであります。

今回、別に提案させていただいておりますグリーンハイツ区自治会との財産移管に伴う協定に基づきまして、必要となります用地測量等の経費につきまして計上をお願いするものであります。

また、そのほかの各種事業につきましても、それぞれ事業精査を行い、必要な補正をお願いしております。

以上、歳出予算に係る主な内容であります。

次に、歳入の主なものとしたしましては、初めに国庫支出金では、衛生費国庫負担金の新型コロナワクチン接種対策費国庫負担金に2,011万4,000円を計上するとともに、衛生費国庫補助金の新型コロナワクチン接種体制確保事業費国庫補助金に1,843万6,000円を計上し、いずれもワクチン接種事業に係る財源とするものです。

また、総務費補助金の地方創生臨時交付金に2,100万円を計上し、米価下落対策農業者支援事業の財源とするものであります。

次に、府支出金では、農林水産業費府補助金の農業基盤整備促進事業補助金に1,550万円を計上し、土地改良施設管理事業の財源とするものであります。

また、総務費府委託金の京都府知事選挙委託金に651万7,000円の計上をお願いするものであります。

次に、財産収入の立木売払収入に998万円を増額し、公有林整備事業の財源とするものです。

また、繰入金では、財政調整基金繰入金につきましては、特定財源の精査などによります財源調整によりまして855万8,000円を減額しております。

諸収入の施設管理協力金収入に150万円を計上しております。グリーンハイツ区自治会との協定に基づき計上するものであり、財産移管に係る必要経費に充当するものであります。

また、その他の歳入につきましても、それぞれ精査を行い必要な補正をお願いするもので

あります。

以上、一般会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第71号 令和3年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）では、補正前の額17億9,530万円に89万9,000円を追加し、補正後の額を17億9,619万9,000円とすることをお願いしております。人件費及び過誤納付還付金の精査等により増額をお願いするものであります。

議案第72号 令和3年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）では、補正前の額2億6,119万8,000円に160万5,000円を追加し、補正後の額を2億6,280万3,000円とすることをお願いしております。後期高齢者医療広域連合納付金の精査等により増額をお願いするものであります。

議案第73号 令和3年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）では、事業勘定において、補正前の額21億9,079万7,000円に6,525万3,000円を追加し、補正後の額を22億5,605万円とすることをお願いしております。介護給付費等の精査等により増額をお願いするものであります。

また、老人保健施設サービス勘定においては、補正前の額1億4,840万7,000円に300万2,000円を追加し、補正後の額を1億5,140万9,000円とすることをお願いしております。一般管理事業の精査等により増額をお願いするものであります。

議案第74号 令和3年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）では、人件費及び施設管理費等の必要額を精査し、歳入歳出ともに現計予算額内において組替えを行うものであります。

議案第75号 令和3年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）では、補正前の額1億4,365万1,000円から452万5,000円を減額し、補正後の額を1億3,912万6,000円とすることをお願いしております。運行一般事業等の精査により減額をお願いするものであります。

議案第76号 令和3年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）では、補正前の額300万円に164万3,000円を追加し、補正後の額を464万3,000円とすることをお願いしております。財産管理費及び基金積立金の増額をお願いするものであります。

議案第77号 令和3年度京丹波町水道事業会計補正予算（第1号）では、収益的収入につきましては、補正前の額11億6,910万円に390万円を追加し、補正後の額を11億7,300万円とすることをお願いしております。補正額全体が営業外収益の増額として

お願いするものであります。

収益的支出につきましては、補正前の額 11 億 5,256 万 7,000 円に 353 万 3,000 円を追加し、補正後の額を 11 億 5,610 万円とすることをお願いしております。営業費用等の精査により増額をお願いするものであります。

次に、資本的収入につきましては、補正前の額 4 億 7,934 万 6,000 円に 375 万 4,000 円を追加し、補正後の額を 4 億 8,310 万円とすることをお願いしております。分担金及び府補助金の精査を行い増額をお願いするものであります。

資本的支出につきましては、補正前の額 8 億 4,018 万円に 282 万円を追加し、補正後の額を 8 億 4,300 万円とすることをお願いしております。施設改良費の精査を行い増額をお願いするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ慎重にご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長に求めます。

長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） それでは、同意第 7 号 監査委員の選任につきまして、補足説明を申し上げます。

監査委員につきましては、地方自治法第 196 条第 1 項の規定によりまして、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた見識を有する者のうちから、議会の同意を得て普通地方公共団体の長が選任することとなっております。

主な職務といたしましては、例月出納検査、決算審査、あるいは議会の請求による事務監査、また住民監査請求に係ります監査等が規定されているところでございます。

さらに、地方財政健全化法による健全化判断比率の審査も行っておりまして、

また、識見を有する者のうちから選任する委員の任期につきましては、4 年でございます。

なお、山本 透委員の略歴等につきましては、別紙資料をご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、同意第 8 号 公平委員会委員の選任につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、公平委員会委員につきましては、地方公務員法第 9 条の 2 の規定によりまして、3 人の委員で組織することとなっており、委員の選任につきましては、同条第 2 項の規定によ

りまして、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任することとなっております。

なお、主な職務といたしましては、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する措置の要求を審査、判定し、必要な措置を取っていただくこと。また、職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決、または決定をいただくことといったことが主な職務となっております。任期は4年でございます。

なお、片山俊明委員の略歴等につきましては、別添資料をご確認ください。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 中井税務課長。

○税務課長（中井伸幸君） それでは、同意第9号 固定資産評価員の選任につきまして、補足説明を申し上げます。

町長の提案説明のとおり、地方税法第404条の規定により、市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ、市町村長が行う価格の決定を補助するために、市町村に固定資産評価員を設置することとされており、同条第2項の規定に基づき、今回、山森英二副町長を選任することについて議会の同意をお願いするものであります。

なお、略歴等につきましては、裏面のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） それでは、同意第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、補足説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の設置につきましては、地方税法第423条第1項並びに京丹波町税条例第77条の規定により、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に固定資産審査委員会を設置することとなっております。委員の任期は3年で、現在、旧町単位に1名ずつ計3名の委員にお世話になっております。

なお、野間雅彦委員の略歴等につきましては、別添資料をご確認ください。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご同意賜りますようよろ

しくお願い申し上げます。

続きまして、議案第66号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、京都府の1時間当たりの最低賃金が937円に改正され、今年の10月1日から適用されることとなったため、会計年度任用職員の1時間当たりの給与及び報酬の額が最低賃金を下回っている場合は、京都府の最低賃金額を適用するよう改正するものでございます。

該当者といたしましてはパートタイムの53人で、今年10月から来年の3月までの6か月間における影響額といたしましては、約36万5,000円の見込みでございます。

なお、フルタイムにつきましては該当者はございません。

以上、補足説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 議案第67号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

今回の改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の中で、地方税法の一部改正等が行われたことによるものであります。

改正内容は大きく2つに分けられます。

1つには、未就学児に係る均等割保険税の減額についてです。

2つには、規定の明確化等のための文言を整備する改正であります。

議案資料をご覧ください。

未就学児の均等割保険税の減額（5割軽減）措置について記載しております。

今回の改正は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国と地方の取組として、国保制度において子どもの均等割を軽減するものであります。対象は全世帯の未就学児で、その均等割の5割を公費により軽減します。7割、5割、2割の低所得者軽減の対象となる場合は、7割、5割、2割の低所得者軽減後の額から、さらに均等割軽減をして5割を軽減することとなります。

次のページ、裏面の表で、具体的な金額により軽減等を表しておりますので、後ほどご覧ください。

戻っていただきまして、議案2ページ目、改正文の下のほうに、第23条中「法第703条の5」を「法第730条の5第1項」に改め、同条に次の1項を加えるとして、第2項国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後と記載した行から、次のペ

ージの中ほど、やや下、第2号のエとしまして、アからウまでに掲げる世帯以外の世帯3, 300円という行までが、先ほどご覧いただいた議案資料の裏面の表のうち、未就学児均等割軽減Dの箇所を表す規定となっております。このほかの改正部分につきましては、未就学児に係る均等割保険税軽減の規定が、この条例では第23条の第2項、地方税法では第703条の5第2項として追加されたことにより、それぞれ前の項を第1項と表す必要が生じたことや、そのほかは規定の明確化等のための文言整備に伴う改正となっております。

なお、この条例の施行期日でございますが、未就学児の均等割保険税軽減に係る改正規定は令和4年4月1日から施行し、令和4年度からの国保税に適用されます。それ以外の改正規定は、公布の日から施行となります。

以上、補足説明といたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第68号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

出産育児一時金は、国民健康保険法において、市町村が被保険者の出産に対して条例の定めるところにより出産育児一時金の支給を行うものとされています。

議案を1枚めくっていただきまして、新旧対照表をご覧ください。

改正内容につきましては、第5条2行目のアンダーライン、出産育児一時金40万4,000円を40万8,000円に、もう1つのアンダーライン、産科医療補償制度の掛金を指してるんですが、1万6,000円を1万2,000円にそれぞれ改めるものであります。

次に、議案資料、冒頭の説明をご覧ください。

出産育児一時金の支給額は1分娩当たり42万円、このうち給付分が40万4,000円、産科医療補償制度の掛金が1万6,000円となっております。その掛金が令和4年1月1日から4,000円引き下げて1万2,000円とすることとなりましたが、子育て支援の観点から総支給額の42万円を維持するために、健康保険法施行令の一部改正により、給付分を4,000円引き上げて40万8,000円とすることとなったものであります。これに伴いまして、本条例を改正する必要が生じたものであります。

以上、補足説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 議案第69号 グリーンハイツ区自治会施設財産の行政移管に関する協定の締結について、補足説明を申し上げます。

現在、グリーンハイツ区自治会内の道路につきましては、自治会所有となっておりますが、平成16年9月6日に当自治会とグリーンハイツを整備された事業者との間で締結されまし

た団地管理事業移管譲渡契約書第1条に基づき、条件整備が整い次第、当時の丹波町へ移管することとされておりました。

こうした中、平成27年12月にグリーンハイツ区自治会長様から、京丹波町議会あてにグリーンハイツ区自治会施設財産の行政移管に関する陳情書が提出され、議会において審議を重ねられ、平成28年9月27日に当陳情書に対する趣旨採択をされたところでございます。

その後、行政移管のための条件整備に向けた実施方法、負担割合等について、自治会と協議が調いましたので、自治会との協定を締結するため、地方自治法第96条第2項及び京丹波町議会基本条例第10条第3号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

議案書を1枚めくっていただき、グリーンハイツ区自治会施設財産の行政移管に関する協定書をご覧ください。

本協定では、期間を約10年間と定め、条件整備に伴う役割分担や費用負担等を定めております。具体的に申しますと、末尾に添付しております図面の着色部分が自治会所有地となっており、斜線部の道路以外の土地を分筆し、残りの道路部を町に無償譲渡していただくこととしております。第5条では、町が事業主体として事業を進め、これら分筆登記等に係る事業費の概算総額を第6条で3,000万円と定め、第7条において町と自治会との費用負担をそれぞれ半分とすることとし、1,500万円を毎年150万円ずつ10年間、協力金として自治会から支払っていただくものでございます。

なお、今年度につきましては、本定例会に補正予算としてお願いしているところでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第69号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） それでは、議案第70号 令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第7号）につきまして、補足説明を申し上げます。

ページをめくっていただきまして、初めに5ページの第2表、地方債補正をお願いします。

合併特例事業債につきまして、200万円を減額しております。学校給食配送車両更新に係る事業費の確定に基づき、精査を行うものであります。地方債合計で200万円を減額し、補正後の限度額を25億7,090万円といたしております。

続きまして、補正予算の主立った項目について説明をさせていただきます。

まず、歳出からでございますが、全般といたしまして、各費目を通じまして、事業精査に基づく補正でございますが、必要な補正につきましてお願いをするものでございます。

それでは、事項別明細書の11ページ以降をご覧ください。

初めに、1款、1項、1目、議会費の議会一般経費につきまして、415万1,000円を減額するものです。議員定数の変更及び報酬額の見直しによる議員報酬の減額並びに議員共済負担金の減額によるものであります。

次に、2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費の一般管理経費に1,335万4,000円の増額をお願いするものであります。町長提案理由説明のとおり、裁判結審に伴う弁護士委託料の計上をお願いするものでございます。

13ページから14ページ上段の10目、交通対策費では、町営バス運行事業特別会計繰出金で415万8,000円の減額を計上しております。特別会計補正に伴い、繰出金を減額するものであります。

また、4項、選挙費、6目、知事選挙費では、来春に執行予定とされております京都府知事選挙執行事業につきまして652万5,000円を計上し、本年度内に必要となります経費につきまして計上をお願いするものであります。

次に、15ページから16ページ中ほどの3款、民生費、1項、社会福祉費、3目、障害者福祉費につきましては、自立支援医療給付事業に202万円の増額をお願いするものであります。医療給付扶助費の増加に伴うものであります。

また、4目、老人福祉費につきましては、介護保険事業特別会計繰出事業につきまして、1,040万8,000円の増額をお願いするものであります。特別会計の補正に伴う繰出金の増額でございます。

同じく、老人保健施設サービス勘定繰出事業につきまして、247万2,000円の減額をお願いするものです。同じく、特別会計の補正に伴う繰出金の減額でございます。

次に、17ページから18ページ中ほどの2項、児童福祉費、3目、保育所費では、それぞれ必要な事業精査を行い、保育所運営事業については19万7,000円の減額、保育所施設管理事業では56万4,000円の増額、さらに保育所給食事業につきましては43万9,000円の減額をお願いするものであります。

次に、19ページから20ページ中ほどでございます。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目、保健事業費では、前年度補助金の精査に伴う国・府支出金返還金として、母子保健事業に29万4,000円。

同じく、3目の予防費、予防接種事業で10万6,000円を計上しております。

同じく、新型コロナワクチン予防接種事業では、3,957万7,000円を計上しております。令和3年度において新型コロナワクチン追加接種として、3回目接種に円滑に取り組む経費として必要な経費及びこれに係る財源を合わせ計上をお願いしております。

次に、21ページから22ページ中ほどでございます。

6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費では、本年度京都府へ申請を行ってございました事業に係る採択結果に伴い、京の地域生産応援事業で163万6,000円を、また京力農場プランでは1,000万円を、さらにはスマート農業実装チャレンジ事業で516万5,000円をそれぞれ減額するものでございます。

また、新型コロナ対策として、本年度補正計上をして実施しております事業について、現在の実施状況に基づき精査を行っております。農林業者等の売上げ減少の事業者を対象とした支援給付を行う農林業者等支援事業につきましては、来年1月14日までの申請状況等を想定し、1,170万円の増額をお願いするとともに、農林業者等が実施する感染防止対策や業務改善等に係る応援補助金を交付する農林業者等新型コロナ対策応援事業につきましては、10月の申請締切りに基づく申請件数及び事業費の確定に伴い、1,883万1,000円の減額をお願いしております。

また、新規事業といたしまして、米価下落対策農業者支援事業に2,100万円を計上するものであります。新型コロナウイルス禍による米価下落を受け、新たな町の支援策といたしまして、国の地方創生臨時交付金を活用し、町内農業者に対する米の流通支援対策を新たに講じることとして、主食用水稻10アール以上の作付農業者に対して、耕作面積に対し10アール当たり4,000円の給付を行うものであります。

次に、5目、農地費の土地改良施設維持管理事業につきましては、1,568万6,000円の計上をお願いするものであります。国の補正予算に伴い、令和4年度事業に係る事業費補助の前倒し交付の措置に伴い、今回追加計上をお願いするものです。

次に、23ページから24ページの上段の2項、林業費、2目、林業振興費の公有林整備事業では、本年度における事業実施予定内容の精査に伴い、593万7,000円の減額をお願いするものであります。

同じく、中ほどの7款、1項、商工費、2目、商工振興費では、新型コロナ対策として、本年度補正予算にて措置いただいております小規模事業者で売上げ減少している事業者に対する支援給付と、併せて、中小企業者等が実施する感染防止対策や業務改善等に対する補助金交付を行う新型コロナウイルス対策小規模事業者等支援事業につきましては、713万1,000円の増額をお願いするものであります。給付事業等の支給実績に基づき精査を行うも

のでございます。

同じく、下段の８款、土木費、２項、道路橋りょう費、３目、道路新設改良費の道路新設改良事業では、４６０万円の計上をお願いするものであります。先ほどの町長からの提案説明にもございましたとおり、グリーンハイツ区自治会との協定に基づく財産移管にかかります測量等必要経費につきまして計上をお願いするものであり、併せて、このことに係る財源といたしまして、グリーンハイツ区自治会から協定に基づき納付されます施設管理協力金として１５０万円を歳入に計上いたしております。

次に、２５ページから２６ページ中ほどの１０款、教育費、２項、小学校費、１目、学校管理費の小学校一般管理事業では、各学校における必要経費の精査により１６１万５，０００円の増額をお願いしております。

同じく、３項、中学校費、１目学校管理費の中学校一般管理事業につきましても、同様に各学校における必要経費の精査により１９万２，０００円の増額をお願いしております。

以上、歳出でございます。

戻っていただきまして、事項別明細書５ページをお願いします。

次に、歳入でございます。

初めに、５ページから６ページ中ほどの１６款、国庫支出金、１項、国庫負担金、２目、衛生費国庫負担金では、１節、保健衛生費負担金の新型コロナワクチン接種対策費国庫負担金に２，０１１万４，０００円を、また、２項、国庫補助金、３目、衛生費国庫補助金では、新型コロナワクチン接種体制確保事業費国庫補助金に１，８４３万６，０００円の計上をお願いしております。それぞれ新型コロナワクチンの３回目追加接種に取り組む経費への財源として計上しております。

同じく、中ほどの１目、総務費国庫補助金の地方創生臨時交付金に２，１００万円を計上いたしております。米価下落対策農業者支援事業の財源としております。

また、同じく、下段の国庫補助金、６目、教育費国庫補助金、１節、教育総務費補助金の公立学校情報機器整備費補助金に４１７万２，０００円を計上するものであります。GIGAスクールサポーター配置促進事業に係る交付決定を受けたことによりまして、学校教育情報化機器整備事業の財源として計上をお願いしております。

同じく、２節、小学校費補助金及び３節、中学校費補助金の学校保健特別対策事業費補助金に２５万円と１５万円をそれぞれ計上しております。各学校に１校当たり５万円の交付を受けるものであり、各学校が講じる新型コロナ感染予防対策に充当するものでございます。

次に、７ページから８ページ中ほどの１７款、府支出金、２項、府補助金、４目、農林水

産業費府補助金では、1節、農業費補助金の農業基盤整備促進事業補助金につきまして、1,550万円の計上をお願いするものであります。

また、本年度京都府へ申請を行ってございました事業に係る採択結果に伴い、京の地域生産応援事業補助金で216万8,000円、また京力農場プランの財源であります新集落営農総合対策事業補助金で1,000万円、さらにはスマート農林水産業実装チャレンジ事業補助金で516万5,000円をそれぞれ減額するものです。

また、2節の林業費補助金では、公有林整備事業の財源であります森林整備事業補助金につきまして、事業精査に伴い867万4,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、その下段の18款、財産収入、2項、財産売払収入、1目、不動産売払収入の2節、立木売払収入で998万円の増額をお願いしております。公有林整備事業の財源として計上するものでございまして、出材量の増加が見込まれること、また木材価格の高騰等に伴い増額をお願いするものでございます。

次に、9ページから10ページにわたります、20款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、今回補正予算において財源調整の精査を行いまして、855万8,000円を減額するものでございます。

最後に、23款、1項、町債です。先ほど冒頭で第2表、地方債補正でご説明申し上げましたとおり、7目、教育債の1節、合併特例事業債の学校給食配送車両更新事業につきまして、200万円の減額をお願いするものです。

また、その他各種の特定財源につきましても、必要な精査を行っております。

以上、議案第70号 令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第7号）の補足説明といたします。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 議案第71号 令和3年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

予算書中ほど、事項別明細書5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入です。

3款、府支出金、2節の特別交付金では、特定健康診査等負担金235万円を減額しております。特定健診と特定保健指導の費用の3分の2が補助されるもので、令和2年度分は令和元年度分の実績を根拠に申請し、補助金の交付を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、特定健診の受診者の実績が減少したため、結果、過大交付となりました。制度上、翌年度精算となっているため、今回、過大交付分を減額補正するものであります。

次に、5款、繰入金、1目、一般会計繰入金では、制度改正に伴うシステム改修負担金の追加等によるもの。2項、基金繰入金、1目、国民健康保険財政調整基金繰入金では、他の財源との調整により1,267万円を減額するものであります。

6款、繰越金は、前年度繰越金の確定により1,582万円を増額しております。

8款、国庫支出金、1項、国庫補助金、1目、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、マイナンバーカードの健康保険証利用に係る広報経費に対する10分の10の補助金を計上しております。

次に、7ページ、8ページの歳出です。

まず、1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、人件費の精査による補正で、2項、徴税费、1目、賦課徴収費、18節、負担金、補助及び交付金は、制度改正に伴うシステム改修負担金の確定により7万1,000円を増額しております。

8款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、1目、一般被保険者保険税還付金では、期間を遡る資格喪失による多額の還付金が発生したため、80万円を増額するものであります。

以上、補足説明といたします。

続きまして、議案第72号 令和3年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

最終ページから戻っていただきまして、事項別明細書5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入です。

3款、繰入金ですが、一般会計から繰り入れる保健事業費繰入金では、健診費用の8割を助成している人間ドック助成金のうち、町独自の助成分29万円を計上しております。受診者の増加を見込み増額するものであります。

4款、繰越金は、前年度繰越金の確定により127万4,000円を増額しています。これは令和2年度の出納整理期間中に収納した保険料で、令和3年度に繰り越して支払うものであります。

5款、諸収入では、京都府後期高齢者医療広域連合の健康診査事業費補助金4万1,000円を増額しております。これは後期高齢者健診の個別健診30人と人間ドック73人をそれぞれ見込んでおり、それに対する補助分であります。

次に、7ページ、8ページの歳出です。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金では、後期高齢者医療広域連合保険料等負担金を1

27万4,000円増額しております。これは歳入でも説明いたしましたが、令和2年度の出納整理期間中に収納し、それを繰越金として措置した保険料分であります。

3款、保健事業費では、健康診査等事業で、健診費用の8割を助成する人間ドック助成金について受診者を73人と見込み33万1,000円を増額しております。

以上、補足説明といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） それでは、議案第73号 令和3年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の事業勘定分につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定において、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ6,525万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出の総額を22億5,605万円とさせていただくものでございます。

それでは、主なものにつきまして、先に歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細書7ページから8ページの歳出をお願いいたします。

2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費では、1目、居宅介護サービス給付費で1,310万8,000円の増額。3目、施設介護サービス給付費で5,088万1,000円の増額。6目、居宅介護サービス計画給付費で242万6,000円の増額とさせていただいております。いずれもこれまでの給付実績等から推計し、居宅介護サービス給付費では、短期入所生活介護の1件当たりの給付見込額の増や福祉用具貸与の利用件数の増等を見込んでおります。また、施設介護サービス給付費では、介護老人保健施設の利用件数の増等を見込んでおります。居宅介護サービス計画給付費では、要介護認定者に係るケアプラン作成の件数の増を見込んでおります。

続きまして、9ページから10ページの4項、高額介護サービス等費では、1目、高額介護サービス費で324万9,000円の増額。5項、特定入所者介護サービス等費、1目、特定入所者介護サービス費は、介護保険施設や短期入所を利用される低所得の方の食費、部屋代の負担軽減を図る補足給付で610万3,000円の増額。6目、高額医療合算介護サービス等費、1目、高額医療合算介護サービス費では10万円の増額などとしております。いずれも年度前半の給付実績等から推計して後半の給付費を算出したものでございます。4項、基金積立金では、保険給付費の増額に伴い、基金に積み立てるべき財源を除く1,063万8,000円を減額し、介護給付費の財源に充当することとしております。

続きまして、ページを戻っていただきまして、5ページから6ページの歳入をお願いいたします。

歳入では、歳出に計上いたしました保険給付費の増額に併せて、3款、国庫支出金、4款、支払基金交付金、5款、府支出金において、関連する特定財源の見直しを行っております。

7款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、介護給付費繰入金では、保険給付費の増額に伴うルール分として、948万6,000円の増額としております。3目、低所得者保険料軽減繰入金では、介護保険料の軽減対象となる第1号被保険者数が当初見込みよりも増加したことに伴い、92万2,000円を増額させていただくものでございます。2項、基金繰入金につきましては、1目、介護給付費準備基金繰入金を346万7,000円増額し、収支の均衡を図ることとしております。

なお、補正後の予算ベースで、令和3年度末の基金残高は1億9,316万6,000円を見込んでおります。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 豊嶋医療政策課長。

○医療政策課長（豊嶋浩史君） 続きまして、老人保健施設サービス勘定の補足説明を申し上げます。

最初に、事項別明細書の7ページ及び8ページ、歳出からご説明させていただきます。

今回の補正である1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費の一般管理事業につきましては、薬剤分包機が現在故障しておりまして、修理不能となっております。新たに購入する必要があるということになりましたので、218万3,000円の増額。入所者の冬季のおむつ消費量の増を見込みまして、廃棄物等処理委託料の26万4,000円の増など。人件費関係では、福利厚生費等の精査によりまして39万5,000円の減額。合わせて、204万2,000円の増額です。

2款、介護サービス事業費、1項、施設介護サービス事業費、1目、施設介護サービス事業費につきましては、入所者増加に伴う消耗品費、医療材料費及び機器物品等借上料の精査などによりまして96万円の増額。両事業合わせまして、300万2,000円の増額計上をお願いするものでございます。

次に、5ページ及び6ページに戻っていただきまして、歳入をご覧ください。

1款、サービス収入は、本年度の長期入所者の増に伴う短期入所者の減を見込みまして、差引き598万3,000円の増額。

前後しますが、5款、諸収入は、契約業者の変更に伴いますテレビカード収入等の精査によりまして、50万9,000円の減額。

3款、繰入金は、歳入歳出の収支バランスを図るため、247万2,000円の減額をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。何とぞご審議いただき、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 中川上下水道課長。

○上下水道課長（中川 豊君） 議案第74号 令和3年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに歳出から、事項別明細書は7、8ページをご覧ください。

1款、総務費、1目、一般管理費の共済費は、人件費として、職員の共済組合負担金や会計年度任用職員に係る社会保険料等をそれぞれ精査し、37万円を減額しております。

2款、下水道費、1項、農業集落排水費、2目、施設管理費の公課費では、消費税納付金として90万円を増額しております。消費税は、中間納付として年3回、確定納付として1回、計年4回の分割による納付方式を取っております。さきの9月に令和2年度の消費税納付が完了すると同時に、令和3年度の中間納付額が決定しましたので、今議会にて補正対応をお願いするものでございます。

2項、公共下水道費では27万7,000円の減額とし、内訳として、2目、施設管理費の委託料では、処理場の汚泥引抜業務委託料の精査により129万円を減額。公課費では、消費税納付金として101万3,000円を増額しております。

3項、浄化槽市町村整備推進施設費では25万3,000円を減額し、内訳として、1目、施設管理費の需用費、修繕料では、町帰属の合併処理浄化槽のろ材やフロア等の修繕により200万4,000円の増額。委託料、保守点検委託料は、実績見込みの精査により261万6,000円の減額。また、公課費では、消費税納付金として35万9,000円を増額しております。

これら下水道費の1項から3項までの補正額合計は37万円の増額となっておりますが、1款、総務費では、37万円を減額しておりますので、双方加減により補正増減額はゼロ円となっております。

次に、歳入でございます。

5、6ページへお戻りください。

5款、繰入金的一般会計繰入金は、繰入総額を農業集落排水事業等の事業費割合で精査し配分を組み替えたものであり、全体の補正額はゼロ円となっております。

以上、簡単ではございますが、議案第74号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜

りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 議案第75号 令和3年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

それでは、補正予算の内容につきまして、歳出から説明をいたします。

事項別明細書7ページから8ページをご覧ください。

1目、運行事業費の17節、備品購入費につきましては、本年度、小型バス2台を購入し、その額が確定いたしましたことから97万5,000円を減額するものです。

また、会計年度任用職員の給与等の精査を行い、355万円を減額するものでございます。

1ページ戻っていただきまして、5ページから6ページの歳入をご覧ください。

令和2年度繰越金の確定によりまして、4款、繰越金について43万3,000円を増額し、また、今回補正による歳出額の減額によりまして、3款、繰入金、他会計繰入金を415万8,000円減額するものでございます。

さらに、バス購入額の確定によりまして、その財源となっております6款、町債のバス事業購入債につきまして、80万円の減額をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願ひします。

○議長（梅原好範君） 上林瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（上林太志君） 議案第76号 令和3年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）について、補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算総額300万円に164万3,000円を増額し、補正後の額を464万3,000円とするものでございます。

歳入の主なものでございます。

事項別明細書5ページをご覧ください。

2款、1項、1目、1節、前年度繰越金は、額の確定により69万3,000円を増額するものでございます。

4款、府支出金、1項、府補助金、1目、総務費府補助金、1節、総務費補助金では、森林防災機能強化事業補助金95万円を増額するものでございます。

歳出でございます。7ページをご覧ください。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、24節、積立金では、前年度繰越金69万3,000円を増額し積み立てることとしております。

2目、財産管理費、12節、委託料では、財産区有地における流木除去作業委託料として

95万円を増額するものでございます。これは豊かな森を育てる府民税関係補助金交付要綱に基づく、森林防災機能強化事業の採択を受け事業を実施する予定であり、林道または横断管に堆積した流木・土砂等を取り除き、災害を未然に防ぐための事業でございます。

以上、簡単ではございますが、質美財産区特別会計補正予算の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 中川上下水道課長。

○上下水道課長（中川 豊君） 議案第77号 令和3年度京丹波町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

この水道事業会計は、地方公営企業法の基本原則により、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないと定められています。町民の皆さんの生活にとって、必要不可欠で代替の効かない水を安全に安定的にお届けすることを目的とした予算編成に努めていきます。

では、11、12ページ、予算明細書、営業活動に関する収益的勘定、収益的収入及び支出からご説明申し上げます。

最初に下段、収益的支出をご覧ください。

1項、営業費用では、278万3,000円を増額しております。

主なものとして、1目、原水及び浄水費の委託料では、80万5,000円の増額。水質検査委託料は入札残金として260万円の減額。施設維持管理委託料は、ろ過装置洗浄業務等の応急処置に対し340万5,000円を増額しております。

4目、総係費は、298万2,000円を減額しております。

主なものとして、給料、職員手当等から報酬、旅費までの7項目は人件費として職員8名、会計年度任用職員パート2名分を人事異動等により精査したものであり、合計732万円の減額。

備用品費では、事務用パソコンの購入及び管理棟照明器具の更新に112万4,000円を、修繕費では、老朽化が激しい空調設備機器のフルメンテナンス費用として340万円をそれぞれ増額しております。

5目、減価償却費でございますが、令和2年度決算において、固定資産の再評価を実施したことに伴い、建物ほかそれぞれの減価償却費を精査し、496万円の増額としております。

次に、上段へ戻りまして、収益的収入をご覧ください。

2項、営業外収益では390万円を増額しております。

主なものとして、3目、長期前受金戻入で388万5,000円の増額は、ただいま申し

上げました減価償却費の財源となるものでございまして、国庫補助金分等をそれぞれ精査したものでございます。

13、14ページにお移りください。

資産の構築に関する資本的勘定、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

上段、資本的収入、2項、分担金は、水道の新規加入件数の増加に伴い115万3,000円を、3項、補助金は、生活基盤施設耐震化事業に対する府補助金の増額が見込めましたので、260万1,000円をそれぞれ増額としております。

資本的支出に移りまして、1目、施設整備費では、1,270万円の減額とし委託料で60万円、工事請負費で1,210万円をいずれも事業の進捗による不用額として減額しております。

2目、施設改良費では1,330万円を増額しています。

主なものとして、委託料の測量設計監理業務委託料990万円の減額は、京都府などの移設工事の延期により、本年度予算が不要となったものでございます。

工事請負費では、10工区の移設工事も順調に進んでいることから不用額を算出し、680万円の減額。

一方では、新たな補修工事として、上谷浄水場の空気圧縮機更新や水原浄水場内の送水ポンプ更新など、6施設の工事に1,700万円を増額しました。

3目、固定資産取得費では、漏水現場で使用する止水装置挿入機やせん孔機などの機器備品購入に220万円を増額しております。

以上、簡単ではございますが、議案第77号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

よって、本日は、これをもって散会いたします。

次の本会議は、16日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

この後、議会広報広聴特別委員会が開催されますので、委員の皆さんには、お疲れのところ大変お世話になりますが、よろしくお願いいたします。

本日は、お疲れさまでした。

散会 午前11時31分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 居谷知範

〃 署名議員 谷口勝巳